

ぼう さい

防災ガイドブック

しょう しゃ む
障がい者向け



小山市

発行 小山市役所福祉課

はじめてに(防災に対する心構え)

- 災害はおきないという認識を改める
- 避難場所・経路を確認する
- 非常持出品、家庭内での備蓄品を確認する
- 我が家の安全(家具の再配置・固定など)を確認する
- 「完全に防ぐ」のではなく、「できるだけ減らす」ようにする
- 自助、共助、公助を理解し万一の災害時に迷わず自分ができる最善の行動をとれるようにする

自助(自分で自分と家族を守る)

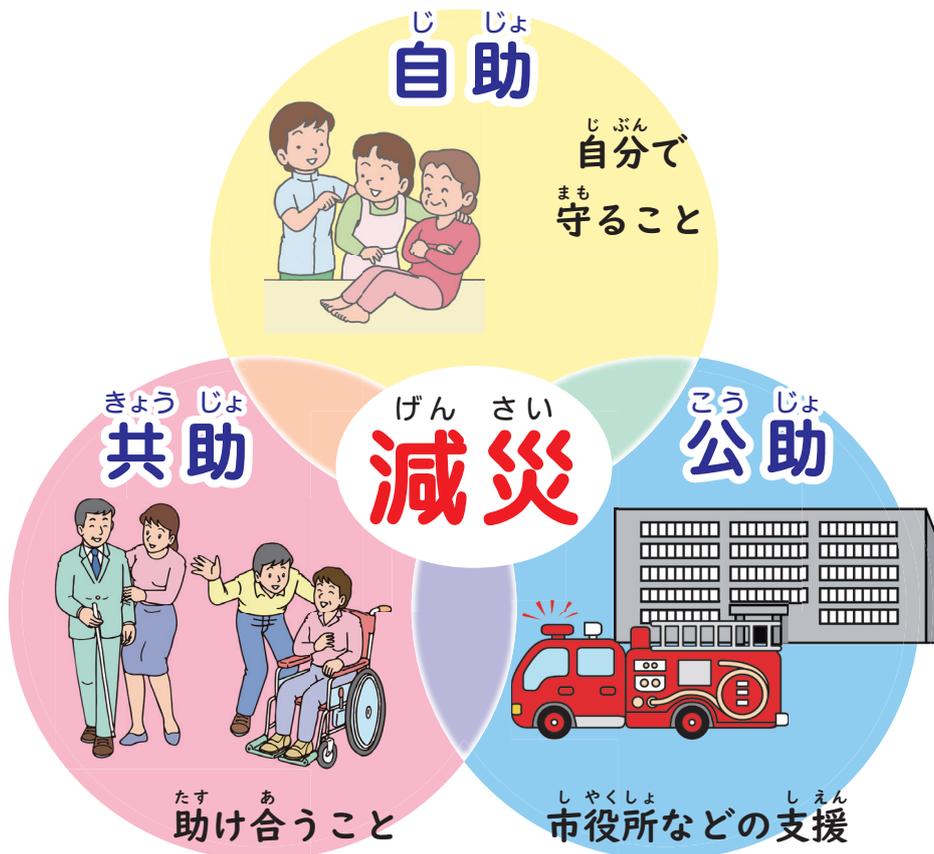
非常時持出品の確認、家族と災害時の避難方法などについて相談しておきましょう。

共助(地域の人達や地域団体、事業者が助け合って守る)

地域との交流を大切にして、みんなて助け合うことができるようにしておきましょう。

公助(市役所や消防・警察などの公的支援)

避難行動要支援者名簿に登録したり、避難所等での生活について調べておきましょう。



もくじ

① 災害への備え

非常時に備えておくもの	P2 ~ 3
警戒レベルについて	P4 ~ 5

② それぞれの障がいに合わせた対応

身体障がいのある方	P6 ~ 9
精神障がいのある方	P10 ~ 13
知的障がいのある方	P14 ~ 17

③ 避難について考える

避難について考えよう	P18 ~ 19
私の防災チェックシート	P20 ~ 21
マイタイムライン	P22

貴重品

- 現金(公衆電話利用も考慮し10円硬貨も用意)
- 印鑑
- 健康保険証
- 預金通帳
- 障がい者手帳
- 免許証
- 母子手帳
- お薬手帳
- マイナンバーカード



非常食・飲料水

- 乾パン
- 缶詰
- ビスケット
- チョコレート
- ミネラルウォーター



衣類

- 下着
- 上着
- 靴下
- 手袋



こんなものも必要です

赤ちゃん・高齢者のためのおしりふき、おむつ、乳児用ミルク、哺乳瓶など



意思表示用具

ヘルプカード・マークなど、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方が、支援や配慮を受けやすくするために作成されたものです。



2 非常時備蓄品

被災後の生活をささえるものです。救援体制が整うまでの数日間(最低3日間)自活できるようにしましょう。

食料品

- アルファ米
- レトルトパック食品
- カップ麺
- 経口補助食品
- 缶詰 など



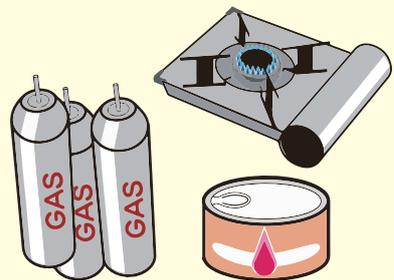
飲料水

- 飲料水 (1人1日当たり3リットルが目安)
- 貯水したタンク



燃料

- 卓上コンロ (予備のガスボンベ)
- 固形燃料



警戒レベルについて

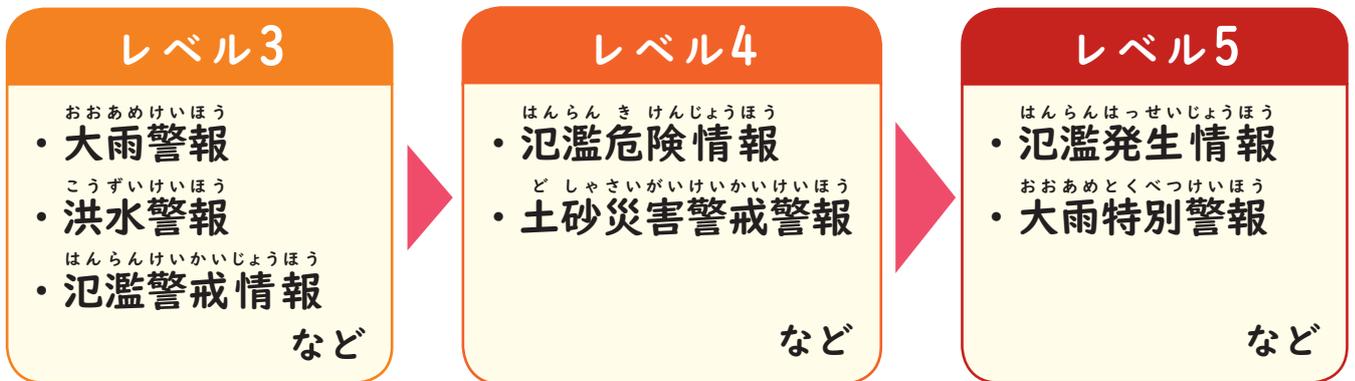
警戒レベル

警戒レベルとは 水害・土砂災害について、市町村が出す 5 段階の避難情報です。

警戒レベル相当情報(例)

警戒レベル相当情報とは 国や都道府県が出す防災気象情報から住民が自主的に避難行動をとるため参考とする情報です。

(国土交通省・気象庁・県が発表)



必ずこの順番で発表・発令されるとは限りません。
これらの情報が発令されていなくても、身の危険を感じたら避難を開始してください。

警戒レベル3・4・5は、以下のような手段で市から伝達されます

同報系防災行政無線や消防団・自治会・自主防災組織等の人的ネットワーク、市ホームページ、小山市安全安心情報メール、エリアメール／緊急速報メール、テレビ小山のL字放送、Lアラート、フェイスブック、コミュニティFM(おーラジ)など。



警戒レベル3で避難開始!

0

災害への備え

警戒レベル	取るべき行動	避難情報等
レベル 1	災害への心構えを高める ・最新の気象情報を確認 ・非常持出品の点検など	早期注意情報 (気象庁が発表)
レベル 2	避難行動を確認 ・避難所や避難経路を確認 ・ハザードマップで危険箇所確認など	大雨・洪水注意報等 (気象庁が発表)
レベル 3 高齢者等は 避難開始!	避難に時間を要する人 (障がいのある方、ご高齢の方、乳幼児等)とその支援者は避難を開始! その他の人は避難の準備	高齢者等 避難開始 (市が発令)
レベル 4 全員避難	全員速やかに避難!! 避難所までの移動が危険な場合は、近くの安全な場所や、自宅内のより安全な場所に避難!!	避難指示 (市が発令)
レベル 5	命を守る最善の行動 家の2階など少しでも安全な場所へ避難 すでに災害が発生している状況です。	緊急安全 確保 ※ (市が発令) ※災害発生を把握した場合に可能な範囲で発令

1 肢体の不自由な方

支援者の方に知っておいてほしいこと

自力歩行や素早い避難行動が困難

肢体の不自由な方とは、先天的または病気・事故・加齢によって運動機能に障がいのある方のことです。

災害発生時、まず直面するのが「避難」の問題です。体を動かすことに障がいがあるため、自分の体を守ることや、自力で避難・脱出するのは大変困難です。

また、行動に制限があるため、ほとんどの方が福祉用具や日常的な介助を利用して生活をしているので、避難生活においても基本的な身辺処理動作(食事や排泄、入浴、移動など)のサポートが必要となります。

運動機能の障がいといっても、その原因は神経系・脳・骨や関節・筋肉自体などさまざまです。症状や障がいも手や足、体だけでなく、言葉が不自由(言語障がい)であったり、判断することが難しい(高次脳機能障害など)と一人ひとり異なります。

障がいをお持ちの方へ

普段から備えておきましょう！

●災害発生の瞬間の安全確保について考える

- 寝室のベッドや寝床は、落下物や倒れてくる家具などがなく、なるべく家具の少ない安全な空間を確保しましょう。
- 頭部を守る物(ヘルメット・防災ずきん)を手の届く所に置いておきましょう。

●避難について考える

- 避難場所や付近の避難所について確認しておきましょう。(距離、設備などを考慮)
- 避難経路を確認しておきましょう。(居室から脱出口、避難所までの経路、車いすで通れるかなど)
- 救助をお願いする人 また、その人との連絡方法を確認しておきましょう。(平時から救助をお願いしておきましょう)
- 簡易タンカやタンカの代わりになるようなものを用意しておきましょう。

●非常時持出品の用意

- 車いすが使えないことも考えて準備しましょう。(おぶい紐、杖 など)

●福祉用具の点検整備

- 備品などの確認を忘れずに行いましょう。
- 救助する方に分かりやすい決まったところに置いておきましょう。
- 災害で故障したり壊れたりしないように保管しましょう。



肢体障がいのある方を支援するとき

肢体不自由者の障がいの程度や症状は人それぞれ異なります。使用する福祉用具や介助方法も人により異なります。特に移動が困難な方は、災害時には普段より移動全般が困難になります。救助(介助)するときには、相手の望む方法を聞いて本人の希望に合わせてください。

支援するときの配慮

●歩行困難な方の緊急時(火事など)の救助・脱出について

容易に車いすに移乗できる場合は車いすを使用してください。

車いすに移乗する時間もない場合は、毛布・マットレスなどに乗せ、引きずって脱出しましょう。

ベッドに寝ている場合は、頭部を守ってマットレスごとベッドから降ろし(落とし)、マットレスを引きずって脱出しましょう。

●杖歩行の方を誘導する場合

小さくても段差やでこぼこの少ない場所を選んで歩くようにしましょう。

救助する方は杖を持っていない側(マヒ側)に立ち、ズボンやベルトをしっかり持って腰の部分を支え、バランスを崩したときに対応できるようにします。

●ひとりでの救助が難しいと思われるときは、速やかに周囲の人たちに応援を依頼しましょう

避難所での生活について

入所時の登録で、必要な設備や介助について本人の希望を確認しましょう。避難所のトイレが使用できない場合などが考えられますので、支障を生じることがないか、本人によく確認しましょう。

●環境整備・配慮

車いすや歩行困難者が移動できるように環境を整備しましょう(通路確保・段差の解消・移動時の手すりやつかまるものの設置・通路に物を置かないなど)。

車いす対応が可能なトイレを案内し、本人の意向を確認の上、トイレに近い場所を確保するなど、移動が少なくすむよう配慮しましょう。

●体温調節が困難な人もいますので、本人が寒がっている場合は優先的に毛布等を用意しましょう。「寒くないですか？」などの声かけをして確認するようにしましょう。

●マンパワーの整備

出来る限り介助者または介助技術を指導できる人を配置してもらうようにしましょう。

●食事・排泄・入浴・移動などの積極的なサポートをしましょう。

●バッテリー利用者(電動車いすなど)のための電源の確保

2

それぞれの障がいに合わせた対応

目に障がいのある方を支援するとき

目の不自由な方が困っていそうなときは、まず「何かお手伝いしましょうか」と声をかけてください。

支援するときの配慮

●誘導する場合

・白杖を持っていない側、または、盲導犬と反対の側に立ち、救助する方の肘の上をつかんでもらいましょう。

・歩行速度は本人に合わせるよう気をつけて歩いてください。

・後ろから押す、手を引っ張る、肩や白杖をつかむことはしないようにしましょう。

・「階段か段差か」「上りか下りか」など状況が分かるように説明してください。

・時計の文字盤で方向(11時の方向など)を伝えたり、何歩先、何メートルなど方位や位置を具体的に伝えましょう。

●盲導犬と一緒にいる場合

・盲導犬を伴っている方に対しては、方向を説明し、直接盲導犬を引いたり、触ったりしないようにしましょう。

避難所での生活について

●環境整備

・壁づたいに移動できるような工夫をしましょう。

・周囲の状況が把握しやすい場所(入口の近く、トイレに行きやすい場所など)で過ごせるように配慮しましょう。周囲の状況が変化したら、その都度説明しましょう。

●情報伝達方法の確立

・市の広報や生活情報など文字による情報は、必ず何が書いてあるのか伝えるようにしましょう。

・点字の読み書きができない方もいるので、音声によるコミュニケーションも重要です。

・情報は指示語(これ・あれ・あちらなど)を使わず、できるだけ具体的な表現にしましょう。

2

それぞれの障がいに合わせた対応

3 耳または話すことが不自由な方

支援者の方に知っておいてほしいこと

音声による避難誘導の指示が認識できない・視界外の危険を察知することが困難

耳の不自由な方とは、聴覚に障がいがある方のことです。耳の聞こえの低下など外見からは分かりにくく、障がいの程度も、大声で話しかけてもまったく聞こえない方や補聴器使用で会話ができる方などさまざまです。声をかけても返事がなく、「無視された」「失礼だ」と感じることもあると思います。また、発音が不明瞭で聞き取りにくい場合や、聞き取れない場合もあります。

- ・呼びかけても反応がなかったり、戸惑っているような人がいたら耳が聞こえない人です。
- ・話すことが不自由な方、手術などの後遺症で聞こえるけれど話せなくなった方も外見からはわかりません。
- ・上記の方はわからないこと、知りたいことがあっても尋ねることが難しいです。

障がいをお持ちの方へ

普段から備えておきましょう！

- 正確な情報の入手方法を考える
 - ・地域の防災訓練に参加し、緊急時にはメモで情報を伝えてほしいと依頼しましょう。
 - ・特に、市の避難指示など緊急情報を必ず入手できるようにしておきましょう。
- 自分からの情報伝達手段を考える
 - ・どこでも筆談ができるように、筆記用具・メモ用紙を携帯しましょう。
 - ・携帯電話などのメール機能・携帯電話の災害用伝言板・FAXを確認しておきましょう。
 - ・会話カードを作っておきましょう。（「避難場所に案内してください」「電話をかけてください」「どんな状況かを書いて教えてください」など）
- 非常時持出品の用意
 - ・ホイッスル(笛)・補聴器用電池・携帯電話充電用電池・ペンと筆談用紙・「耳マーク」など聴覚障がい者とわかるマーク・会話カードなどを用意しておきましょう。
- ※補聴器など福祉用具は、災害時に破損しないよう注意しましょう。
- 周囲の方に支援を求めるヘルプカードなどを持ち歩きましょう



2

それぞれの障がいに合わせた対応

耳に障がいのある方を支援するとき

耳が不自由ということは、音による情報のやり取りが難しいということです。災害時の情報の多くが「音声」によって伝達されるため、耳の不自由な方は、必要な情報の入手が困難になります。障がいを有した時期や障がいの程度によってコミュニケーションの手段が異なり、すべての方が手話を使えるわけではありません。

また、発語が円滑にできないということは、意思や気持ちを口頭で伝えられなかったり、口頭で伝えるには時間を要します。本人の受け答えの様子を見ながら、複数の方法を用いて情報を伝達してください。

支援するときの配慮

■手話以外にもさまざまなコミュニケーション(情報伝達)手段があります

- ・身振り ・口の動き(読話) ・携帯電話などの画面を見てもらう
- ・筆談(紙だけでなく、手のひらや空中にも書ける) ・絵や図 など

■会話をするときには

- ・どんな方法で会話するときも、まず合図をして相手の注意を引きつけてから始めます。
- ・前に回って、はっきり口を開けて、普段の速さで話してください。
- ・「おにぎり」「配られます」のように文節ごとに区切って話してください。
- ・筆談は、「いつ」「どこで」などを簡潔に書いてください。

■災害・緊急時の情報は、必ず知らせてください

サイレンも市の同報系防災行政無線も聞こえません。時に命に関わりますので、災害・緊急情報はメモにして伝えてください。また、正しく伝わっているかの確認もしてください。

避難所での生活について

●情報伝達の方法/視覚による情報伝達などのサポートをする人の確保

- ・お知らせ板を設置しましょう。(情報を文字で貼り出してもらうなどの支援)
- ・当事者は、お知らせなどを手話やメモなどに書いて教えてもらうよう、避難所の運営者や知人にお願いしておきましょう。

・周囲とのコミュニケーションがとれず孤立しないよう、時々様子をうかがいましょう。

●停電時、手話や筆談はできません。手の届くところに懐中電灯などを確保しましょう

2

それぞれの障がいに合わせた対応

4 内部障がい、難病のある方

支援者の方に知っておいてほしいこと

自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多い、医療的援助や常時使用の医療機器・医薬品が必須

内部障がいのある方とは、さまざまな臓器や免疫機能に障がいのある方です。常に生命維持のための医療的ケアや、継続した医療・健康管理・介護が必要です。被災によって治療やケアが受けられなくなると命にかかわるので、日ごろの準備が大切です。また、障がいが見からはわかりにくい場合は、周囲の理解が必要となります。

難病とは、病気の原因が不明だったり、治療の方法がまだないので後遺症を残す恐れが少ない疾患です。また、経過が慢性にわたるので介護などに人手を要し、日ごろからの精神的負担が大きい疾患です。普段から医療を必要としている点では、内部障がいと同様ですが、病気によって症状も障がいもさまざまなので、ほかの障がいへの対応を参考にしてください。

障がいをお持ちの方へ

普段から備えておきましょう！

●非常時持出品の用意

●薬剤や装具、特殊食品については、それぞれ、かかりつけ医や看護師、訪問看護ステーションのスタッフ、薬局の薬剤師、装具・酸素などの供給業者と、障がいの種類に応じて具体的に話し合っておきましょう。

●薬の処方せん明細または投薬説明文のコピーを用意しておきましょう。

●災害時に支援を受けられる医療機関や医療機器メーカーなどの連絡先リストを用意しておきましょう。

●治療やケアが中断しない対策

●かかりつけの医療機関に次のことを相談しておきましょう。

●薬の確保、医療器材(ストマ用装具、カテーテルなど)の確保など

●かかりつけの医療機関に緊急時の対応など相談しておきましょう。

人工透析している方/特殊な治療食が必要な方/食事制限している方

特殊な装具や医療機器を使用している方(ペースメーカー、人工呼吸器などの生命維持装置など)

酸素療法をしている方など

●医療機器が故障したときのために、医療機器メーカーの緊急時の連絡方法を調べておきましょう。

●家族にも緊急のときの対処法をよく説明し理解してもらいましょう。

●市役所(防災担当部署)などで避難所の設備や医環境を確認し、必要な準備をしておきましょう。

●周囲の方に支援を求めるヘルプカードなどを持ち歩きましょう

2

それぞれの障がいに合わせた対応

ないぶしょう なんびょう かた しえん 内部障がい・難病のある方を支援するとき

ないぶしょう しんぞう こきゅうき ぞう ちよくちようしょうちよう めんえききのう かんぞう
内部障がいとは、心臓、呼吸器、じん臓、ぼうこう、直腸、小腸、免疫機能、肝臓などの
きのう しょう がいけん しょう じりきほこう すばや ひ
機能の障がいです。外見などでは障がいがあるかどうかわかりにくく、自力歩行や素早い避
なんこうどう こんなん ばあい びょうき ていど しょう じょうたい ひつよう しえん おお
難行動が困難な場合があります。病気の程度や障がいの状態によって、必要な支援が大き
こと ひとり じょうきよう はあく ひつよう さいがいはっせいじ いりよう う いのち
異なるため、一人ひとりの状況の把握が必要です。災害発生時に医療が受けられないと、命
にかかわる方もいます。

しえん はいりよ 支援するときの配慮

- どのような支援・配慮が必要か、本人(家族)に確認しましょう
- 本人の依頼があれば、必要に応じ医療機関に連絡して、その指示に従いましょう
- 携帯電話の電波は、ペースメーカーに誤作動を生じさせる可能性があるため、仕様を確認しましょう

ひなんじよ せいかつ 避難所での生活について

にゅうしょじ とうろく ほんにん しっかん かくにん からだ じょうきよう せいかつじょう ちゅうい じこう かく
入所時の登録で、本人の疾患について確認し、体の状況や生活上の注意事項などを確
にん
認しましょう。

いりようこうい う かた ひなんじ ひなんじよ いりようき
医療行為を受けている方は、避難時または避難所についてから、かかりつけの医療機
かん れんらく
関に連絡をしておきましょう。

● まわりの理解と協力

がいけん ほんにん しっかん せつめい りかい もと
・ 外見からわからないこともあるので、本人の疾患を説明しまわりに理解を求めるように
しよう。(共同作業ができない・支給される食事が食べられない など)

ひさい たいちよう あっか ふちよう かん ひなんじょうんえいしゃ
・ 被災したことで、体調を悪化させることもあります。不調を感じたら、避難所運営者に
れんらく
すぐ連絡しましょう。

● 医療機関との連携

くすり しょくじ きぐ ひつよう もの かくほ
・ 薬、食事、器具など必要な物を確保しましょう。

いりようこうい う ひつよう ひと じしゆてき もう て ぎょうせい れんらく
・ 医療行為を受ける必要のある人には、自主的に申し出てもらい、行政と連絡をとって
そうきゅう うけいれびょういん かくにん いどうしゆだん かくほ
早急に受入病院の確認や移動手段を確保しましょう。

とくべつ ちりょう ひつよう かた かんごし ほけんし そうだん
・ 特別な治療が必要な方は、看護師や保健師に相談しましょう。

いりようてき かいご しょう ばあい ふくし ひなんじよ いそう けんとう
● 医療的なケアや介護を要する場合には、福祉避難所などへの移送について検討しまし
う

2

それぞれの障がいに合わせて対応

5 精神障がいのある方

支援者の方に知っておいてほしいこと

災害発生時には精神的動揺が激しくなる場合がある・普段服用している薬が必要

精神障がいとは、脳内の伝達機能の不都合等によりさまざまな精神・身体症状や行動の変化が現れる状態で誰もがかり得る心の病です。症状に応じた投薬や治療により、症状をコントロールしながら生活をしています。

災害時には状況や環境の急激な変化により、不安の高まりや神経が過敏になるため混乱することもあります。

また、周囲の状況や自身の行動の判断や、柔軟な対応が難しい人もいます。外見からはわかりにくいために理解されずに孤立してしまう人もいますので、落ち着いて行動できるよう、声をかけたり、見守りをお願いします。

障がいをお持ちの方へ

普段から備えておきましょう！

- 日ごろより最低2～3日分の薬とお薬手帳や処方せんのコピーなどを携行しましょう
- 健康保険証・精神保健福祉手帳・自立支援医療受給者証(精神通院)・自己負担上限額管理票(精神通院指定医療機関・薬局)を準備しておきましょう
- かかりつけの医師に相談しましょう
 - 合併症があったり、被災のストレスによる病状の悪化が心配な人は、その対応を相談しておきましょう。
 - 治療や薬のことも相談しておきましょう。
- つき合いのある身近な人など災害・緊急時に相談できる人をつくり、混乱しても忘れないよう連絡先を書きとめておきましょう
- 周囲の方に支援を求めるヘルプカードなどを持ち歩きましょう

2

それぞれの障がいに合わせた対応

精神障がいのある方を支援するとき

精神障がいのある方は、さまざまな精神疾患の症状をコントロールしながら生活しています。中には、ストレスに弱い方や神経が過敏な方、コミュニケーションが苦手な方もいます。また、急な環境の変化に適応しにくいという特徴があります。不安を和らげることを心がけてください。

支援するときの配慮

■日ごろから他人との交流が苦手で、自分からの発言がひかえめで救助を求めることが難しいか、遠慮してしまう人も多いので、やさしく声をかけてください。

■不安をやわらげる避難誘導を

・冷静な態度で、災害の状況や避難所の位置などをわかりやすい言葉で説明してください。

・本人を安心させ、冷静さを保つよう声をかけましょう。

・不安から大声を出したり行動が異常になっても、叱ったり、押さえつけないようにしましょう。

■ヘルプカードの確認

・混乱して自分の状況や必要な支援を伝えられないこともあるので、必要なサポート内容や注意点、薬を常用している人であれば、薬の携行を確認してください。

避難所での生活について

●マンパワーの整備

・精神保健福祉士、保健師などの巡回指導、専門医の外来診察や往診訪問について、体制を整えておきましょう。

●まわりの理解と協力

・薬の飲み忘れがないように見守りましょう。

・避難所生活での急激な環境の変化により、精神的に不安定になり病状の悪化や再発のリスクが高くなる場合があります。無理強いしないで本人の意思を尊重してください。

・心理的に孤立しないように見守りましょう。

・避難所で一緒に生活をしている家族の方の心労や悩みを理解し、居場所を確保できるような配慮をして下さい。

2

それぞれの障がいに合わせて対応

6 知的障がいのある方

支援者の方に知っておいてほしいこと

自分で危険を判断し行動することが困難・急激な環境変化への適応が困難

知的障がいは、先天的な疾患や出産時の事故、乳幼児期の高熱などが原因で生じた脳の障がいで、発達期(18歳未満)に知能の発達が遅滞した状態にとどまってしまい学習・日常生活の維持・社会生活への適応などが著しく困難となる障がいです。障がいの程度は、ひとりでは日常生活の維持(衣・食・排泄など)や意思疎通が困難で常に介助や保護が必要なた人から、ひとりでは社会生活ができる人などさまざまです。

災害時に影響がありそうな障がいの特性としては、次のようなことがあります。

・理解力の遅れにより、突発的なできごとに対処できない

・適切な判断ができない

・学習するのに時間がかかり、すぐには覚えられない

・行動パターンなど、強いこだわりをもつ

・コミュニケーションがうまくとれない

(感性がすぐどく、快・不快などもはっきり感じていますが、それをうまく伝えることができません)

障がいをお持ちの方へ

普段から備えておきましょう！

●ひとりにいるときや家族や仲間とはぐれた場合について、家族で話し合い、

災害発生時の身の守り方など学習しておきましょう

●避難場所、または待ち合わせの場所や連絡方法について決めておきましょう。

●困ったことがあれば、周りの人に助けを求められるよう、日ごろから本人に意識づけておきましょう。

●身元、連絡先などが確認できる名札などを衣服などに縫いつけておきましょう。

●避難場所や避難所にも実際に行き、覚えておくよう心がけましょう

●非常時持出品の用意

●服用している薬の処方せん明細や薬局からの投薬説明文をコピーして、非常用持出品に入れておきましょう。

●地域の避難訓練などに参加(体験)することによって、普段から付き合いのない方との集団行動や、見知らぬ方からの声掛けに慣れておきましょう

●ストレスのかかる避難所での生活についても家族で話し合い、対策を考えてみましょう

●周囲の方に支援を求めるヘルプカードなどを持ち歩きましょう

2

それぞれの障がいに合わせた対応

知的障がいのある方を支援するとき

知的障がいのある人の中には、環境の変化を理解できず気持ちが混乱(パニック)したり、状況に合わせた行動ができない人がいます。また、恐怖で動けなくなることもありますので、わかりやすく説明し安全な場所まで誘導してください。

支援するときの配慮

■落ち着いた口調でやさしく話しましょう。知的障がいのある方自身が混乱していると、話が伝わりにくくなります。

■「危ない」「怖い」など不安になる言葉をさけ、安心させる言葉がけをしながら避難誘導してください。

■声掛けは、ゆっくりと、具体的に、短い文にしましょう。「あれ」「これ」「それ」などの表現を避けてわかりやすい言葉で説明してください。

■不安から大声を出しても、叱ったり、押さえつけないで落ちついて接してください。

■ケガや痛みがあっても伝えられない人、痛みに鈍感な方がいますので、よく確認してください。

避難所での生活について

福祉避難所を希望する方は、入所時に希望を伝えましょう。知的障がいの持つ特性により、当事者はもとより家族や介助者も誤解や偏見・非難を受けやすい側面があるので、避難所生活に配慮する必要があります。

●環境整備

・顔見知りの人や仲間と一緒に生活できるエリアを設置しましょう。

・パーティション(間仕切り)を設置するなど、落ち着ける空間を確保しましょう。

・相談窓口を設置しましょう。(介助する家族の精神的ストレスへの対応の必要)

・医療救護所を設置しましょう。(治療や投薬が必要な人もいます)

●言葉で理解できなくても、絵に描いたり、メモなど視覚面を含めたコミュニケーションで伝わる方もいます。絵、図、文字(ふりがな併記)など、その方が理解できる方法で情報を伝えましょう

●まわりの理解と協力

・身の回り品や食べ物への特別なこだわりなどの障がい特性を理解しましょう。

・ひとりでの災害状況把握や避難所生活が困難なので、介助者や周囲のサポートが必要です。

2

それぞれの障がいに合わせた対応

避難について考えよう

避難行動要支援者の登録

市では地震や風水害など大規模災害が発生した場合の安否確認等に役立てるため、高齢者や障がいをお持ちの方などを掲載した「避難行動要支援者名簿」を備えています。その登録者のうち、平常時から同意をいただいた方の名簿情報を避難支援等関係者（消防、民生委員、自治会、自主防災会等）へ提供するための登録制度を実施しています。いざという時のために、支援する方が平常時から顔合わせをしていくことも大切ですので、対象となる方には名簿情報提供の同意をお願いします。なお、名簿情報は大切な個人情報ですので自治会等の避難支援等関係者と取扱いに関する協定を結び、目的以外には使用しないようにしています。

●登録できる方

No	要件
1	身体障害者手帳を所持している方（1級又は2級）
2	療育手帳を所持している方（A判定）
3	精神保健福祉手帳を所持している方（1級）
4	介護保険の要介護3以上の認定を受けた方
5	障害福祉サービスを受けている指定難病患者の方
6	75歳以上の高齢者のみ世帯（一人暮らし高齢者の方を含む）
7	上記以外で避難支援が必要であると市長が認めた者

避難所について

災害時に避難する避難所にはいくつかの種類があります。

一時避難所

一時的に危険を回避する場所。（地域の公民館など）

指定緊急避難場所

火災の延焼や余震などによる危険が迫った際の避難場所。（大規模公園など）

指定避難所

一定期間避難生活を送るための施設。（小中学校、高校など）
※指定避難所はすべて指定緊急避難場所を兼ねています。

福祉避難所

災害発生時に要配慮者を受け入れるための体制が整備されている避難場所。災害対策基本法に基づいて、市があらかじめ協定を締結した入所型福祉施設などを福祉避難所として指定します。

対象者：要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児等、避難の際に特に配慮を要する方です）。ただし、特別養護老人ホームまたは老人短期入所施設等の入所対象者は、それぞれ緊急入所等を含め、当該施設で適切に対応されるべきであるため、原則として福祉避難所の対象者とはしていません。

入所のタイミング：一時避難所へ避難後、避難生活に支障があると市が認めた場合に、市より福祉避難所を紹介します。その後、家族や支援者等の協力を得て避難所へ移動してください。

福祉避難所一覧

No.	施設名	住所	想定収容人数
1	(福)紫雲会花見ヶ岡学園	ひがしのだ 東野田 635	30
2	(福)彰義重政会一桃舎	ままだ 間々田 750-1	5

No.	施設名	住所	想定収容人数
3	(福)孝友会ひらわの郷	ひらわ 平和 256	10
4	(福)孝友会グループホームひらわ	ひらわ 平和 263-4	5
5	(福)延寿会春わらう舎	おやま 小山 1509-1	10
6	(福)小山清風会しょうし苑	なかくき 中久喜 1273-1	10
7	(福)小山清風会デイサービスセンターコスモス	なかくき 中久喜 1620-1	2
8	(NPO)小山そよかぜ小山ひまわり	ほんごうちょう 本郷町 2-8-21	10
9	(福)薫風会富士見荘	かみしづか 上石塚 15	10
10	(福)薫風会初田郷富士見荘	しもはつだ 下初田 537-2	10
11	(医)光風会晃南	おとめ 乙女 795	50
12	(医)光風会通所リハビリテーション晃南	おとめ 乙女 795	35
13	(医)さくら会さくら野	そしま 卒島 110	10
14	(医)さくら会グループホームさくらの家	そしま 卒島 98	2
15	(医)信誠会苅部太陽の家	みなみいだ 南飯田 317-5	10
16	(福)洗心会サンフラワーグリーンホーム	いでい 出井 1939	3
17	(福)洗心会サンフラワーケアセンター	いでい 出井 1933-1	3
18	(福)洗心会サンフラワーガーデン	いでい 出井 1938	4
19	(福)洗心会サンフラワーショートステイ	いでい 出井 1936	2
20	(福)洗心会サンフラワー療護園	いでい 出井 1936	4
21	(福)洗心会サンフラワーワークセンター	いぬづか 犬塚 7-20-2	5
22	(福)ソフィア会おはよりの家	さんばいかわぎし 三拝川岸 127-1	6
23	(福)ソフィア会えいぶるの里	ひがしのだ 東野田 2403-2	6
24	(福)丹緑会栗林荘	つかざき 塚崎 463-1	10
25	(福)厚生会穂の香苑	ままだ 間々田 1442	10
26	(福)くすの木会きぬの里	たかはし 高橋 132-1	10
27	(医)朝日会 朝日病院	きざわ 喜沢 660	20
28	(医)朝日会 思川ケアステージ	きざわ 喜沢 660	20
29	(医)博愛会 祇園荘	しろやまちょう 城山町 2-7-18	10
30	(医)星野会 つむぎの郷	いぬづか 犬塚 62	5
31	(福)豊心会 すみれ乳児院	みつみね 三峯 2-1-21	3
32	(福)パステル C S Wおとめ	おとめ 乙女 625-2	5

3

避難について考える

19

わたしの防災チェックシート

さいがい まえ じぜん じゅんび
災害がおきる前に、事前に準備しておきましょう。

もちものへん 持ち物編

やること	内容	内容
<input type="checkbox"/> 非常時持出品の準備	足りなかったもの	いつまでに準備
<input type="checkbox"/> 非常時持出品等 ためのリュックサック などの準備	足りなかったもの	いつまでに準備
<input type="checkbox"/> 非常時備蓄品を準備	足りなかったもの	いつまでに準備

れんらくさきへん 連絡先編

やること	内容	内容
<input type="checkbox"/> 家族との連絡	だれ 誰	れんらくさき 連絡先
<input type="checkbox"/> 支援してくれる人との 連絡	だれ 誰	れんらくさき 連絡先
<input type="checkbox"/> 近所の人との連絡	だれ 誰	れんらくさき 連絡先
<input type="checkbox"/> 通院している病院など との連絡	どこ	れんらくさき 連絡先

3

避難について考える

ひなんじょへん
避難所編

やること	内容
<input type="checkbox"/> 近くの避難所	どこ
<input type="checkbox"/> 避難所への移動方法	どのように
<input type="checkbox"/> 避難所での過ごし方で 気を付けたいこと	なに
<input type="checkbox"/> 近くの避難所以外で過 ごせる場所	どこ

ほかじぜん じゅんび ひつよう
その他事前に準備しておく必要があることをまとめておこう！

やること	内容
<input type="checkbox"/>	

③

避難について考える

※避難勧告等に関するガイドライン改正（令和3年9月）に作成。

タイム	おやまし 小山市	じゅうみんどう 住民等	わたしの ぼうさいこうどうよてい 防災行動予定
<p>-72h 3日前</p> <p>-48h 2日前</p> <p>-24h 1日前</p> <p>-12h</p> <p>-5h</p> <p>-3h</p> <p>0h</p>	<p>気象・台風・河川水位等の情報収集</p> <p>○消防団等への注意喚起</p> <p>○国河川事務所、宇都宮気象台、県河川課等からの情報収集</p> <p>○土のうの準備、数量確認等：</p> <p>○市役所内情報共有</p> <p>○「台風会議」の開催予定</p> <p>○（自主）避難所の開設検討準備</p> <p>○市役所内情報共有</p> <p>○休校の判断、体制の確認等（注意体制移行）</p> <p>○市役所内情報共有</p> <p>【注意体制】防災体制の構築 ○防災体制の準備を行う</p> <p>○警報の安全安心情報メール配信：早めの避難準備呼びかけ</p> <p>○区間を担当する消防団に対し「待機」を指示</p> <p>○指定避難所早期開設の検討 ○区間を担当する消防団に対し「準備」を指示</p> <p>【第一次警戒体制（第1配備）】 ○管理、操作委託されている水門、樋管等の災害警戒本部を設置する 監視員・操作員に注意喚起</p> <p>○気象情報等の監視、河川水位を把握する連絡要員の配置</p> <p>○自治会長、自主防災会会長等からの情報収集</p> <p>○監視ポイント（各部）への警戒監視体制に入り、随時本部へ通報する。</p> <p>○10分毎の河川水位、気象情報等の監視を強化する。</p> <p>○避難が必要な状況が夜間・早朝の場合は、高齢者等避難の発令を見越して、第2次体制への早期移行を検討。</p> <p>○指定避難所の開設準備</p> <p>【第二次警戒体制（第2配備）】 災害警戒体制の強化</p> <p>○指定避難所の開設と情報の配信</p> <p>○安全安心メールや緊急速報メール</p> <p>○避難が必要な状況が夜間・早朝の場合は、避難準備情報の発令判断</p> <p>○区間を担当する消防団に対し「出勤」を指示する。</p> <p>○消防団活動状況を把握し必要に応じて河川事務所へ必要な措置を求める。</p> <p>○管理・操作委託されている樋管等の操作を行う。</p> <p>○定点監視・逐次状況報告</p> <p>○避難指示の発令時期及び対象地区の検討。（避難が必要な状況が夜間・早朝の場合は、早期に避難指示の発令判断）</p> <p>【非常体制】 災害対策本部設置</p> <p>○巡視・水防活動逐次状況報告</p> <p>○ホットラインにより河川事務所長へ助言、リエゾンを要請</p> <p>○定められた防災体制の全職員が体制に入る。</p> <p>○消防団活動状況を把握し必要に応じて河川事務所へ必要な措置を求める。</p> <p>○ホットラインにより洪水の切迫性について確認する。</p> <p>○必要に応じて知事への災害派遣要請</p> <p>○避難者への支援</p> <p>○災害対策調整会議</p> <p>○被害状況の把握、設備点検 ○氾濫、堤防決壊、越水等を覚知した時点で発令</p> <p>○被害状況・調査結果等の公表</p> <p>【※避難情報は、気象状況や水位等を総合的に判断して、早めの対応】</p>	<p>○テレビ、ラジオ、インターネット等による気象警報等の確認</p> <p>○ハザードマップ等による避難所、避難ルートの確認：防災会の連絡確認</p> <p>○防災グッズの準備</p> <p>○自宅保全 ○土嚢準備</p> <p>○自らの判断による親戚や知人宅への早めの避難</p> <p>（特に、避難行動に時間のかかる方）</p> <p>○テレビ、インターネット、携帯メール等による大雨や河川の情報を確認</p> <p>○広報、携帯メール等による避難準備情報の受信</p> <p>○自らの判断による親戚や知人宅への早めの避難</p> <p>○自主防災会による一時避難所開設の準備</p> <p>○防災会（自治会）での情報収集準備情報の受信</p> <p>○近所への声掛けや避難</p> <p>○避難の準備（高齢者等以外）</p> <p>○避難開始</p> <p>○広報、携帯メール等による避難指示・避難勧告の受信 外が危険な場合、家にとどまり、2階などのなるべく高い場所に避難。</p> <p>○避難完了</p> <p>○最終的な危険回避行動</p> <p>○避難解除</p>	<p>高齢者等、避難に時間を要する人は避難開始</p> <p>避難開始</p> <p>避難完了</p> <p>最終的な危険回避行動</p> <p>避難解除</p>

3

避難について考える